

30年度 公文書開示（5月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
1	H30.5.2	H30.5.9	江戸東京たてもの園(29) 展示室他空調設備更新工事 工事内訳書	25	1																生活文化局総務部総務課		
2	H30.5.9	H30.5.15	生活文化局は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12年施行)」みんなの人権 平成29年10月 35頁7の点目が、NPO法人担当除外出来るのが分かるもの求める。又、法令否認出来るもの求める。					1													請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課	
3	H30.5.2	H30.5.16	平成27年〇月〇日に実施された公益財団法人〇〇に対する立入検査結果の当該法人宛ての「貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査の結果について(通知)」を決定する起案書(東京都から当該法人への伝達事項が記載された資料等を除く決定原議)					1													当該通知は、平成27年11月27日施行の東京都公益法人等立入検査実施要領に基づいて作成しているものであるが、本件請求に係る立入検査は同要領施行前に実施されているため、本件請求の対象となる公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課	
4	H30.5.10	H30.5.24	公益財団法人東京都歴史文化財団役員等報酬規程	3	1																	生活文化局文化振興部企画調整課	
5	H30.5.10	H30.5.24	平成28年度地域の文化・芸術活動助成事業等に関する助成金の支出について(東京芸術劇場)外49件	1081	1						1										(7条4号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局文化振興部企画調整課	
6	H30.5.10	H30.5.24	5月7日(月) 東京都文化会館「避難体験コンサート」参加者一覧	1	1																	生活文化局文化振興部企画調整課	
7	H30.5.10	H30.5.24	29生文企第1583号	34	1						1										(7条4号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局文化振興部企画調整課	
8	H30.5.10	H30.5.24	平成30年〇月〇日(〇曜日) 〇:〇のメール	2	1						1											(7条2号) 個人の指名及びメールアドレスに関する事項については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局文化振興部企画調整課
9	H30.5.10	H30.5.24	東京芸術劇場のコンサートホールにおいて、公演の際に東京芸術劇場の職員が配置されたことがわかるもの					1														東京芸術劇場のコンサートホールにおいて、公演の際に表方責任者が配置されたが、当該職員は委託職員であり、東京芸術劇場の職員ではない。そのため、公演の際に東京芸術劇場の職員が配置されたことが分かる文書については、文化振興部において作成・取得しておらず、存在しない。	生活文化局文化振興部企画調整課
10	H30.5.10	H30.5.24	兼職の承認について(28生総総第1645号)	24	1						1											(7条4号) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局総務部総務課
11	H30.5.14	H30.5.25	担架を増加させていない場合、その理由と、災害発生時に障害を持つ職員の安全をどのように確保するのか。来庁された方が2人以上の下肢障害者であった場合どのように避難させるのか。安全衛生委員会で検討されていた場合、その議事録を各局等に回答していただきたい。					1														当局において安全衛生委員会の議事録は作成及び保有しているが、請求に係る内容には該当しないため	生活文化局総務部総務課
12	H30.5.14	H30.5.25	(1) 〇〇式飲酒検知器〇〇型使用説明書(〇〇株式会社作成のもの) 2005年4月25日に警視庁から開示決定実績あり (2) 取扱説明書 〇〇〇-〇 〇〇式呼気中アルコール測定器 〇〇株式会社作成のもの 2005年11月25日に警視庁から開示決定実績あり					1														請求に係る当該機器及び公文書は、当局において現に保有しておらず、存在しないため	生活文化局総務部総務課

